

直通階段

関係条文

建基法35、建基令117・120・121の2

●直通階段の設置

共同住宅等の特殊建築物、階数が3以上である建築物(木造3階建住宅を含みます。)などでは、それぞれの階から地上へ安全に避難するために、避難階以外の階から避難階または地上に通じる直通階段を設置しなければなりません(建基法35、建基令120①)。

直通階段は、建築物の利用者が避難階または地上へ迷わずに到達することができることが必要で、階段が避難階に到達せずに途中の階で終わるもの、階段の途中に扉があるもの、他の室内を通過するなど円滑に避難できないようなものなどは、直通階段とはいえません。

なお、建築物が開口部のない耐火構造の床または壁で区画されている等の場合、それぞれ別の建築物とみなし、直通階段の設置義務が適用されます(同令117②)。

屋外に設ける木造の階段は、建築基準法施行令121条の2の規定により準耐火構造で有効な防腐措置を講じなければなりません。令和3年4月に発生した東京都八王子市内の木造共同住宅の屋外階段崩落事故を受け、国土交通省は「木造の屋外階段等に関する建築確認・検査及び維持保全等について(技術的助言)」(R4・1・18国住指1469・国住参建3179)を発出しました。その中で、設計時における防腐措置等の内容の明確化として、建築基準法施行規則1条の3の規定による建築確認申請時に必要な添付図書の明示すべき事項において、同条の適用を受ける直通階段で屋外に設けるものが木造である場合(屋外階段の一部の部材(仕上げ材等を除きます。))が木材により構成される場合を含みます。)における当該屋外階段の構造および防腐措置を明確化することとしました。

また、国土交通省は、木造の屋外階段等の防腐措置や支持方法についての内容の明確化や適切な維持管理のため、学識経験者等による検討会(「屋外階段の防腐措置等検討TG」)を設置して検討を行い、建築物の設計者、施工者、建築主、管理者等に対する設計・施工段階および使用段階の留意事項について、「木造の屋外階段等の防腐措置等

ガイドライン」(以下「防腐蚀措置等ガイドライン」といいます。)をとりまとめています(後掲「木造の屋外階段等の防腐蚀措置等」参照)。

令和3年12月に大阪市内において多数の死傷者を伴うビル火災が発生したことを受け、国土交通省が消防庁と合同で設置した検討会において、直通階段が一つの建築物における防火・避難対策の検討を行い、国土交通省では「直通階段が一つの建築物等向けの火災安全改修ガイドライン」をとりまとめています。ガイドラインでは、①直通階段が一つの建築物に係る対策(2方向避難の確保等)、②直通階段等の堅穴部分の防火・防煙区画が形成されていない建築物に係る対策が示されています。

また、直通階段が一つの建築物における退避区画を活用した退避方法等については、総務省消防庁ホームページにおいて「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」が公表されています。

直通階段の設置		
項目	内容	条項
対象となる建築物および階	次のいずれかに該当するもの ① 共同住宅等の特殊建築物 (建基法別表第1(イ)欄(一)項から(四)項) ② 階数が3以上の建築物 ③ 採光上有効な開口部がその居室の床面積の1/20未満の居室(居室の床面積、居室からの避難の用に供する廊下その他の通路の構造ならびに消火設備、排煙設備、非常用の照明装置および警報設備の設置の状況および構造に関し避難上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合するものを除く(建基令120①)。)を有する階(建基令116の2①一) ④ 延べ面積が1,000㎡を超える建築物 ※ 建築物が開口部のない耐火構造の床または壁で区画されている等の場合は、それぞれ別の建築物とみなす。	建基令117①②
設置義務	上欄に該当するもので避難階以外の階には、避難階または地上に通じる直通階段を設けなければならない。	同令120
構造	① 屋外に設けるものは、木造としてはならない(準耐火構造で有効な防腐蚀措置を講じたものを除く。) ② 蹴上げ、踏面、踊り場等のその他の規定は階段の一般的規定による。	同令121の2

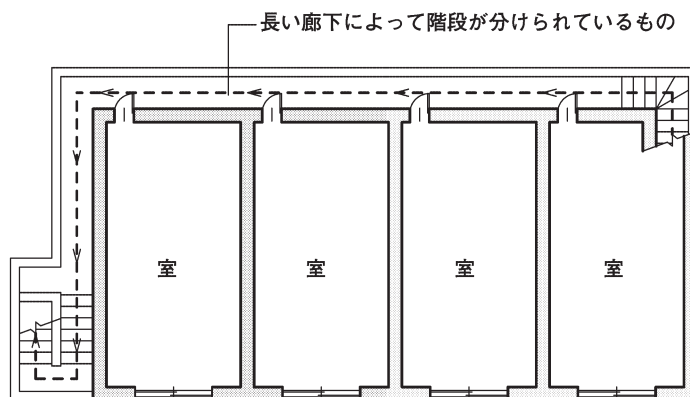
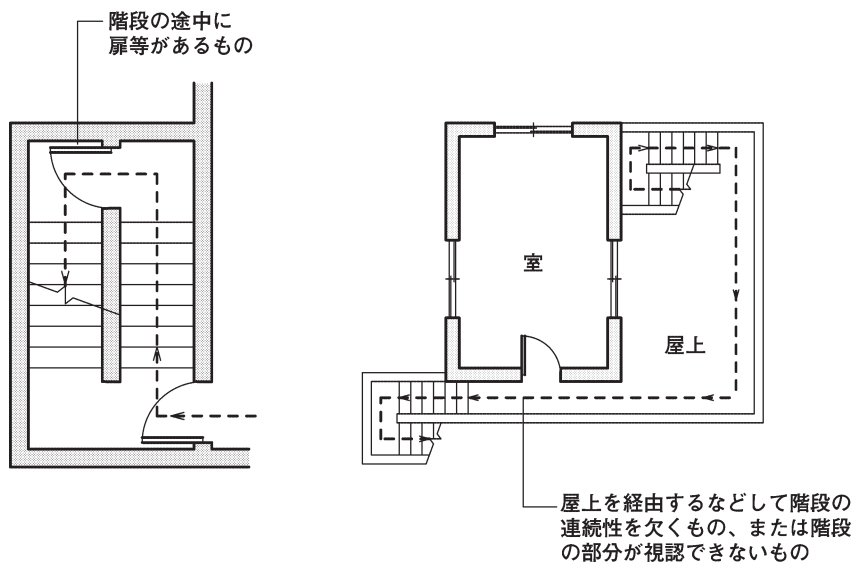
構 造	屋内避難階段、屋外避難階段、特別避難階段の設置義務があるものは、それぞれの階段の規定を満たすものとする。	同令122・123
メゾネット型住戸の取扱い	主要構造部を準耐火構造とした共同住宅（特定主要構造部を耐火構造とした共同住宅を含む。）の住戸でその階数が2または3で、出入り口が1つの階にしかなく、避難階または地上に通じる直通階段までの歩行距離が居室のどの部分からも40m以下になる場合は、それぞれの階に直通階段を設けなくてもよい。	同令120④

建築基準法施行令120条1項の表の(一)の項に規定する避難上支障がない居室の基準（R5・3・20国交省告示208）

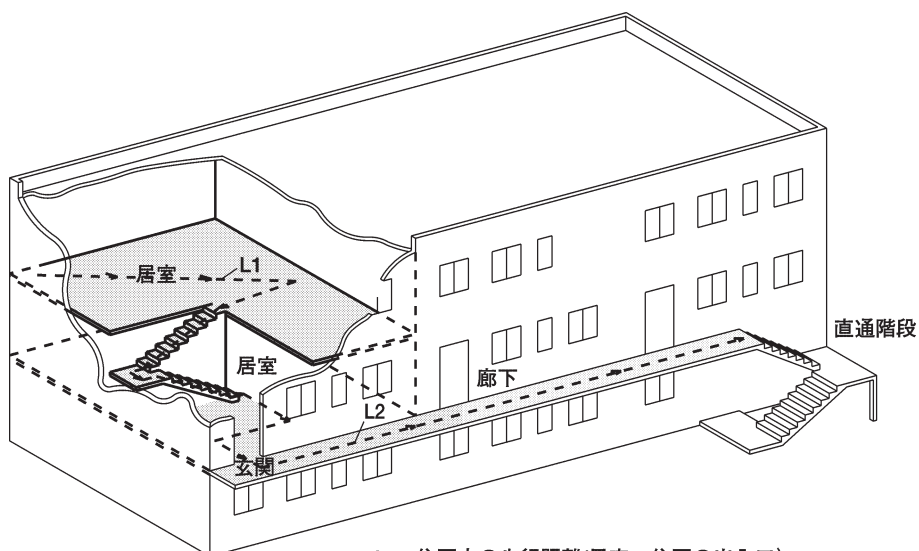
項 目	内 容
	次の①または②のいずれかに該当すること。 ① 床面積が30㎡以内の居室（病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）または児童福祉施設等（令115条の3第1号に規定する児童福祉施設等をいい、通所のみにより利用されるものを除く。）の用に供するものおよび地階に存するものを除く。以下同じ。）であること。 ② 居室および当該居室から地上に通ずる廊下等（廊下その他の避難の用に供する建築物の部分进行う。以下同じ。）（採光上有効に直接外気に開放された部分を除く。）が、令126条の5に規定する構造の非常用の照明装置を設けたものであること。
避難上支障がない居室の基準	次の①または②のいずれかに該当すること。 ① 居室から令120条の規定による直通階段（以下「直通階段」という。）に通ずる廊下等が、不燃材料で造り、または覆われた壁または戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。以下同じ。）で令112条19項2号に規定する構造であるもので区画されたものであること。 ② 居室から直通階段に通ずる廊下等が、スプリンクラー設備（水源として、水道の用に供する水管を当該スプリンクラー設備に連結したものを除く。）、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のもの（以下「スプリンクラー設備等」という。）を設けた室以外の室（令128条の6第2項に規定する火災の発生のおそれの少ない室（以下「火災の発生のおそれの少ない室」という。）を除く。）に面しないものであり、かつ、火災の発生のおそれの少ない室に該当する場合を除き、スプリンクラー設備等を設けたものであること。

避難上支障がない居室の基準	三	直通階段が次の①または②のいずれかに該当すること。 ① 直通階段の階段室が、その他の部分と準耐火構造の床もしくは壁または法2条9号の2口に規定する防火設備で令112条19項2号に規定する構造であるもので区画されたものであること。 ② 直通階段が屋外に設けられ、かつ、屋内から当該直通階段に通ずる出入口に①に規定する防火設備を設けたものであること。
	四	居室から直通階段に通ずる廊下等が、火災の発生のおそれの少ない室に該当すること。ただし、不燃材料で造り、または覆われた壁または戸で令112条19項2号に規定する構造であるもので区画された居室に該当する場合において、次の①～③までに定めるところにより、当該居室で火災が発生した場合においても当該居室からの避難が安全に行われることを火災により生じた煙またはガスの高さに基づき検証する方法により確かめられたときは、この限りでない。 ① 当該居室に存する者（当該居室を通らなければ避難することができない者を含む。）のすべてが当該居室において火災が発生してから当該居室からの避難を終了するまでの時間を、令和3年国交省告示475号第1号イおよびロに掲げる式に基づき計算した時間を合計することにより計算すること。 ② ①の規定によって計算した時間が経過したときにおける当該居室において発生した火災により生じた煙またはガスの高さを、令和3年国交省告示475号第2号に掲げる式に基づき計算すること。 ③ ②の規定によって計算した高さが、1.8mを下回らないことを確かめること。
	五	令110条の5に規定する基準に従って警報設備（自動火災報知設備に限る。）を設けた建築物の居室であること。

【直通階段に該当しないものの例】



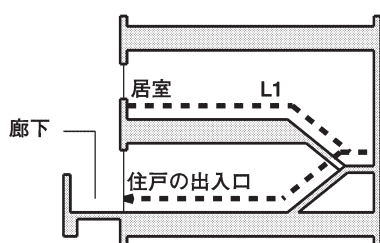
【メゾネット住戸の場合の直通階段の設置の例】



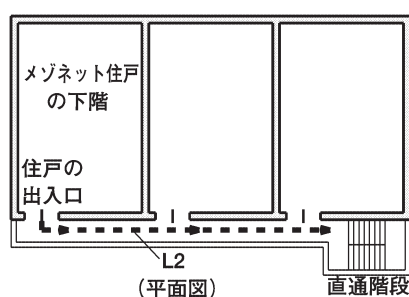
メゾネット住戸の場合

(階数が2または3で
出入口が1の階の
みの住戸)

L1: 住戸内の歩行距離(居室→住戸の出入口)
 L2: 住戸外の歩行距離(住戸の出入口→直通階段)
 L1+L2: 直通階段までの歩行距離



(断面図)



(平面図)

【設計時における防腐措置等の内容の明確化】

（確認審査時の提出図書、防腐措置の明確化）

①確認審査時の提出図書において、屋外階段を木造とする場合はその旨を明示するとともに、具体的な防腐措置を明示することを求める。 ※施行規則第1条の3改正

※階段に関する確認審査時の提出図書（施行規則第1条の3（現行制度））

図書の種類	明示すべき事項	
	階段の配置及び構造	直通階段の構造
二面以上の断面図		

階段についての詳細な確認図書は明示されていない
（原直し内容）
図面等において、木造とする部位、防腐措置の具体的な仕様等の明示を求める

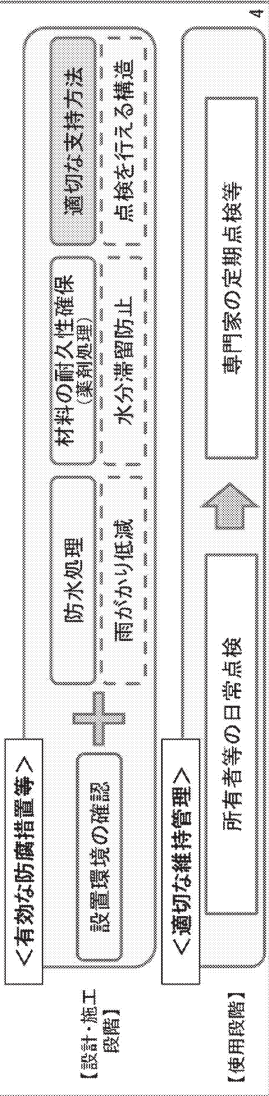
②設計時における防腐措置等の内容の明確化のため、「屋外階段の防腐措置等検討TG（タスクグループ）」を設置し、設計者等の参考となるようガイドラインをとりまとめ。

木造の屋外階段等の防腐措置等ガイドライン（概要）

＜屋外階段の防腐措置等検討TG 検討体制＞

- 委員長 福山洋（国立研究開発法人建築研究所理事）
- 有識者 齋藤宏昭（足利大学工学部教授）、清家剛（東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）
中島史郎（宇都宮大学地域デザイン科学部教授）、本橋健司（芝浦工業大学名誉教授）
- 関係団体等 日本建築行政会議、（独）住宅金融支援機構、（国研）建築研究所、国土技術政策総合研究所

一基本的な考え方一



（国土交通省ホームページ）